

表 「人材集積の推進に関する若干政策」の対象分野と奨励策

	分野	奨励策
1	大学生、大学院生、博士および短大と専門学校卒業生の受け入れ体制の構築	<p>①瀋陽市、大連市では年齢条件を満たす専門学校卒業以上の学歴を持つ人員に対し、省内の他都市では専門学校卒業以上の学歴および初級工以上の資格を有する人員に対し、身分証明書、卒業証明書または当該資格証明を用いて転居先の地域の戸籍を申請することを許可</p> <p>②省内の大学・短大・専門学校の学生は、入学通知書、学生証、身分証明書と戸籍変更証明書をを用いて所属する大学などにおいて統一集団戸籍を申請可能</p> <p>③ポスドク（博士学位取得者）は、ポスドクセンターの受け入れ（離職）審査表、戸籍証明を持って転居先の地域の戸籍を申請可能</p> <p>④エリート人材、国家級リーダー人材が転居先の都市の身分証・戸籍・外国人就職許可などを申請する際、書類の受け取りと受け渡しの訪問対応、他地域への郵送など、個別のサービスを提供</p>
2	海外留学経験者による遼寧省でのイノベーション、創業を応援	<p>①瀋撫新区、遼寧自由貿易試験区、瀋（陽）大（連）国家自主创新改革模範区などの重点発展地域にてイノベーションと創業を1年以上行った優秀な海外留学経験者は、高級海外留学者・科学技術専門家と見なされ、一定量の研究開発・教学用品と個人の生活用品などにつき輸入通関時に免税となる優遇策を利用可能</p> <p>②上記優秀人材の外国人配偶者と18歳未満の子女は、2～5年間の外国人居留許可またはマルチのFビザを申請可能</p>
3	世界各国の優秀な博士人材の重点的導入	<p>①募集企業・機関に認定されかつ業界に公認された世界ランキング上位200位以内の国内外の大学の優秀な博士課程卒業生が、遼寧省でフルタイムのポスドク研究に従事する場合、省政府は「審査認定、人数制限不要」の方式にて1人当たり20万元の奨励金を一括で支給</p> <p>②上記ポスドク研究者が、遼寧にて就職かつ就職先と5年以上（5年を含む）の正式な労働契約を締結する場合、省政府は1人当たり30万元の奨励金を一括で支給</p>
4	イノベーションに関する人材および団体の積極的な導入	<p>①直近3年間で累計5,000万元以上の株券タイプの現金融資を取得した遼寧省のイノベーション団体に対し、省政府は当該団体に最高300万元の奨励金を一括で支給</p> <p>②直近3年間で累計1億元以上の株券タイプの現金融資を取得した遼寧省のイノベーションに対し、省政府は当該団体に最高700万元の奨励金を一括で支給</p> <p>③直近3年間で主要な事業による年間収入が初めて2,000万元を超える創業企業の人材または中核成果の実用化を行う人材に対し、省政府はその貢献度合いに応じ、人材本人へ最高300万元の奨励金を一括で支給</p>
5	雇用主体の自主権の拡大	<p>①省級大学、公立病院と科学研究所などが導入または招聘（しょうへい）したトップ人材、国家級リーダー人材は、ポスト定員の制限がなく、直接2級専門技術ポストへ特別招聘が可能</p> <p>②トップ人材、国家級リーダー人材を団長とする団体は、専門技術ポストを独自に設立することができ、人材の選択と採用、招聘、評価を自主的に行うことが可能</p> <p>③各種人材のために納付する「五険一金」（養老金などの保険と住宅積立金）、科学研究スタート経費、勤務生活手当、宿泊手当、着任手当などとハイテク企業において発生する職員教育の経費などに対し、税法関連規定に基づき課税前控除が可能</p>

	分野	奨励策
6	人材育成プラットフォーム建設の拡大	<p>①新規設立した国家級重点実験室、エンジニアリング実験室、エンジニアリング研究センター、企業技術研究センター、技術イノベーションセンター、工業設計センター、国家工業設計研究院、製造イノベーションセンター、臨床医学研究センターなどの国家級科学技術プラットフォームの管理者および団体に対し、省政府は同プラットフォームの種別により最高500万元の奨励金を一括で支給</p> <p>②ポストク科学研究センター・ステーションを新規設立した機関に対し、省政府は15万元の設立補助金を一括で支給</p> <p>③遼寧省にて行われるグローバル規模のイベントや国家級の人材サミットなどのイベントに対し、省政府は実際に支出した経費の50%、最高50万元の補助金を支給する。うち、ハイレベルの国家級学術会議、専門フォーラムなどがその開催地を永久的に遼寧省にする場合、省政府は最高200万元の奨励金を一括で支給</p>
7	人材科学研究資金の使用効果の向上	<p>①各種の省級および省級以下の科学研究プロジェクト経費の労務費予算につき支給比率の制限を設けず、同プロジェクト研究に参加した関係者全員が関連規定の標準に基づき労務費の支給を申請可能</p> <p>②プロジェクトの研究期間中、同年度の残りの資金は次年度へ繰越しと継続使用ができる。研究目標を達成かつ審査に通過後、残りの資金は規定に基づき、プロジェクトの担当機関に管轄され、2年間、当該機関による調整に基づき、科学研究活動に直接支出される</p> <p>③法律に基づき批准かつ設立された非営利的科学研究機関、大学等の科学技術者に対し、研究開発した特許技術、パソコンソフトウェア著作権、バイオ医薬新製品などのイノベーションの成果を譲渡または許可により成果実用化する際、他の国家规定がない場合は、関連機関が成果実用化による収入を得てから3年間で支給した現金による奨励金の半額を研究者本人の当月個人給与所得として計上し、個人所得税を課税</p>
8	各種人材のアフターサービスの着実な解決	<p>【人材の安住保障を提供】</p> <p>①各種人材の住宅問題を解決するために、人材が集積する企業は、自社所有の土地を利用し、規定に基づき生活サービス施設を建設可、各級政府は仮住まいを購入し人材に対しアパートの提供ができるほか、住宅・賃貸にかかる補助金を支給可</p> <p>②新規導入または育成した高級以上の人材に対し、省政府は1人当たり最高100万元の奨励金を一括で支給。うち遼寧西北地域に招聘された、企業・機関と5年以上の正式労働契約を締結する本科生、大学院生に対し、省政府は1人当たり最高5万元の奨励金を一括で支給</p> <p>③各市は、各種人材の住宅積立金のローン限度額を現行限度額の150%まで引き上げできる</p> <p>【人材の家族の就学・就業保障を提供】</p> <p>①新規導入または育成したトップ人材と国家級のリーダー人材の子女は、省内全域で基礎教育段階の学校を1回選択できる待遇を利用可能で、うちトップ人材の第3代の子女も同待遇を利用可能</p> <p>②省級・部級のリーダー人材および省級・部級以上人材の子女は、職場所在都市の基礎教育段階の学校を1回選択できる待遇を利用可能</p> <p>③省級・部級のリーダー人材および省級・部級以上の人材の導入企業・機関は、その人材の配偶者を職場に受入不可能である場合、生活手当を支給可能</p> <p>【人材の社会保障を提供】</p> <p>①省級・部級のリーダー人材および省級・部級以上の人材は、個人の意思で社会保険の加入地を選択可能</p> <p>②遼寧省にて就職するトップ人材と国家級リーダー人材は、鉄道・船舶・航空機にて出張する際、個人意思により相応する等級の座席（船室）を選択可能</p>

	分野	奨励策
9	人材推薦奨励制度の実施	<p>①省内全域の各種企業・公的機関または個人が、1人のフルタイムの省級・部級以上の先端人材を成功裏に推薦かつ導入し、当該人材が遼寧省の人材募集機関と5年以上の正式労働契約を締結した場合、省政府は最大30万元の奨励金を一括で支給</p> <p>②1年以内に、一定数のフルタイムの省級・部級以上の先端人材を成功裏に推薦かつ導入した機関・個人に対し、省政府は「遼寧人材導入大使機関」または「遼寧人材導入大使」の称号を授与するとともに、物質的な奨励も適宜支給</p>

(出所) 遼寧省委弁公庁、遼寧省政府弁公庁